



子どもたちの笑顔あふれる地域をめざして

鶴沼ふれあいトライアングルは、地元鶴沼の子どもの見守りをしている約30団体の情報交換をし連携を深めています。



学習支援ボランティア～ミシン＆調理実習



地域の有志で家庭科実習の支援ボランティア組織を作り、鶴沼小学校と鶴洋小学校のミシンと調理の実習のお手伝いをしています。技術面と安全面の見守りをすることで児童も落ち着いて学習ができます。また、支援メンバーは子どもたちから元気をもらっています。



参加メンバーは随時募集しています。鶴沼市民センターにお問い合わせください。



くげぬま子どもみまもりネットワーク



鶴沼ふれあいトライアングルでは、小学校の支援活動の1つとして、鶴洋小学校の一斉下校時に見守り誘導を行っています。

給食を食べた後の13時過ぎから約1200人の児童が一斉に下校するため、校門前や学校近くの道路は、児童と車両とのすれ違いが困難となっており、ヒヤリとする事も多々あります。子ども達も放課後に遊べるとあって、開放的な気分で歩き方も乱れがちです。

ご家庭でも外側線(白線)があればその内側、線が無ければ道路の右端を歩くようにご指導下さい。



知っていますか?
自転車の
ながらスマホ・酒気帯び運転
罰則強化
令和6年11月1日
道路交通法改正

★酒気帯び運転に
違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

★運転中のながらスマホに
最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

〔運転中のながらスマホ〕、〔酒気帯び運転〕は
自転車運転者講習制度の対象となります

神奈川県交通安全対策協議会・神奈川県警察

運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

※停止中の操作は対象外

酒気帯び運転および幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

ご存知、 ですか!?

自動車だけでなく **自転車** を運転するおそれのある人には

飲ませない! 街づくりをしましょう!

酒類提供 ... **厳罰!** NO

自転車を運転すると知りながら、利用者に酒類を提供する行為は、飲酒運転と同様に厳しく処罰されます。
お酒を飲んだ人に自転車を貸すなどの行為も厳しく処罰されます。

重大な事故を防ぐため、**交通ルールを遵守**しましょう

